

フレッシュ体育教室川崎キッズ会員規約

フレッシュ体育教室が運営する体操教室川崎キッズの活動を安全かつ円滑に進行させるため、会員は本規約を順守すること。

1. 会員資格

- ・心身ともに健康であり、体操の練習に取り組む意欲があること。
- ・本規約を承諾し、身上書を提出。入会金・月会費の支払いをすること。

2. 教室の目的

- ・体操技術の向上、体力向上、健康増進、心身の健やかな成長を目指す。

3. 教室の内容

- ・登録した曜日・クラスにて、体操（マット、鉄棒、とび箱等）の練習を行う。

4. 会場

- ・川崎市幸区柳町5-2-4サチコーポ1階の川崎キッズ体操場を主たる練習会場とする。

5-1. 費用（入会金）

- ・入会金 3,000 円（税抜）は現金で徴収する。兄弟姉妹割引として2人目は半額免除、3人目以降は全額免除する。
- ・その他入会に関する規約を別紙入会細則に定める。（※HPよりご確認ください）

5-2. 費用（月会費）

- ・月会費は月末までに翌2か月分を現金で徴収する。
- ・休会は事前申告により、休会費 2,000 円（税抜）で籍を確保し、月会費を免除する。事後申告は原則受け付けない。
- ・週2回会員は月会費 10%引き。クラスは基本的には同じとするが、レベルによりその限りではない。上級クラスとの混同は不可。
- ・兄弟姉妹は2人目の月会費を 10%引き、3人目以降は 20%引きとする。

6. クラス変更

- ・登録クラスを変更（曜日変更、クラス変更、週回数変更）は申告の都度、定員・技術レベル等を考慮し決定する。

7. 振替

- ・お休みした分を別曜日に振替参加することができる。人数やレベルにより都度クラスは調整する。
- ・月に1度日曜日を振替用として開場し、先着予約制とする。開場日はHP・場内掲示にて都度告知する。
- ・未消化の振替分は期末（9月末・3月末）を過ぎると消滅する。ただし9月中・3月中に生じた振替分は翌月末までとする。

8. 会員資格の喪失

- ・月会費の納入がなくかつ支払い意思がないと判断した場合、無申告退会として対応する。（下記退会項目参照）
- ・教室妨害行為が著しく改善の見込みがないと判断した場合、強制退会とし返金清算には一切応じない。

9. 練習中止

- ・天災その他事情により会場が使用不可能となった場合。また、指導者が急病や交通事情等により会場に向かえなくなった場合。
- ・練習中止となった場合は速やかに会員へメール連絡（当日は電話連絡）する。
- ・練習中止は改めて練習日を設定（休日や企画予定日など利用）、もしくは振替として対応する。

10. スポーツ保険

- ・公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。

11. 個人情報の管理

- ・個人情報は会員管理・緊急連絡の為に保管・利用する。会員が映った写真・動画の宣伝利用の可否は、入会申込書の申告に従う。

12. 退会

- ・退会しようとする月より1ヶ月前に申告し、退会月の末日をもって退会とする。
- ・退会により返金が生じる場合は、最終練習日に現金にて清算する。
- ・退会を申告せず当月を経過（無申告退会）した場合は、違約金として翌月分の月会費を請求する。

13. その他

- ・本規約は必要に応じて改訂することができる。